

市有地（不落等物件）の売払いについて（平成 23 年度第 2 回）

平成 23 年 11 月 25 日実施の市有地公募売却事業・一般競争入札売払において、落札されなかった物件または落札者が売買契約を締結しなかった物件（以下「不落等物件」という。）について、**先着順にて買受人を募集します。**

1 売払物件

別表「不落等物件一覧表」のとおり。

詳細は「平成 23 年度第 2 回市有地公募売却事業・一般競争入札売払募集要領（以下「募集要領」という。）をご確認ください。ご不明な点は、末尾の申込先・問合せ先にお問い合わせください。

また、物件は応募状況により変化いたしますので、必ず事前にご確認ください。

2 買受募集期間

平成 23 年 12 月 7 日（水）から平成 24 年 3 月 7 日（水）まで

（土日、祝日を除く）

受付時間：8：45 から 17：15（ただし、昼休み時間中を除く）

3 申請方法

次のものをご用意の上、末尾の申込先窓口に**直接持参願います。**

電話、郵送等による申込みは受け付けません。

(1) 市有財産等買受申請書（本案内書に添付のもの。署名・押印（実印）願います。）

(2) 住民票（法人の場合は資格証明書（※））（発行後 3 箇月以内のもの）

（※）資格証明書；法人の登記事項を証明する書類（法人登記簿謄抄本、代表者事項証明書等）

(3) 印鑑証明書（発行後 3 箇月以内のもの）

4 買受人の決定方法

ア 横浜市の定めた最低売却価格以上（落札者が契約しなかった物件については、その落札価格以上）の買受金額を提示した申請者を、先着順により買受人と決定します。

イ 各日の受付開始時点において、アの条件を満たす申請者が複数ある場合は、最高の買受金額を提示した申請者と、売買契約を締結します。なお、提示金額が同額である場合は、くじにより買受人を決定します。

5 特約条件

(1) 売買契約に当たっては、原則として次の条件を付します。なお、契約内容については、募集要領に掲載の「市有財産売買契約書」（標準契約書）をご参照ください。

「落札者は、所有権移転の日から 5 年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない」及び「落札者は、所有権移転の日から 5 年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない」

(2) 戸建住宅用地用途指定の売買契約に当たっては、(1)の他次の条件を付します。なお、契約内容については、募集要領に掲載の「市有財産売買契約書」（標準契約書）〔戸建住宅用地指定〕をご参照ください。

「(1) 落札者は、売買物件を所有権移転の日から5年間、戸建住宅の敷地に供するものとし、その他の用に供してはならない。
 「(2) 落札者は、売買物件において、所有権移転の日から5年以内に住宅の建築工事を完了しなければならない。」

- (3) 落札者が(1)の条件に違反したときは、横浜市に対し売買代金の3割に相当する金額を違約金として支払わなければならない。
- (4) 落札者が(1)および(2)の条件に違反し、横浜市が買戻権を行使する場合、売払代金の1割に相当する金額を違約金として支払わなければならない。
- (5) 次の売払物件については「特記事項」として、売買契約書に次の条項を追加します。

物件番号	追加条項
2324番	乙は、甲が隣接地権者を取り交わしている「覚書」に関し、甲の地位を承継するものとする。
2329～2330番	乙は、「川井宿町建築協定」を遵守すること。
2334番	乙は、本物件の地下に横浜市水道局が設置する工業用水管が埋設されていることを認め、所有権移転時に地上権設定契約の締結及び登記を実施する。 2 前項の地上権設定に関しての対価は設定しない。 3 第1項の登記に要する費用は横浜市水道局の負担とする。
2350～2353番	乙は、「鴨志田町第一地区建築協定」を遵守すること。
2355番	乙は、「港北ニュータウン地区街づくり協議指針」を遵守すること。
2356番	乙は、「南舞岡一丁目・二丁目住宅地区建築協定」を遵守すること。
売買契約書へ追加する箇所： 標準契約書〔一括払〕第18条の次、 標準契約書〔戸建住宅用地指定・一括払〕第22条の次、 標準契約書〔契約保証金払〕第19条の次、 標準契約書〔戸建住宅用地指定・契約保証金払〕第23条の次	

6 売買契約書（標準契約書）

募集要領をご確認ください。

7 売買契約の締結期限等

(1) 契約の締結期限

買受申請書をご提出いただきました後、内部処理を行ったうえ、売払通知書をお送りします。

その送付日の翌日から30日以内に売買契約を締結していただきます。

期限までに契約を締結されない場合は、2年間一般競争入札売払への入札等参加資格を停止します。

- (2) 売買契約締結場所
申込先・問合せ先と同じ

8 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の二通りがあります。

(1) 一括払

売買契約締結と同時に全額納付願います。

(2) 契約保証金払

売買契約締結と同時に契約保証金として、売買代金の1割以上を納付いただき、売買代金と契約保証金との差額を、売買契約締結日から30日以内に納付願います。

なお、期限までに売払代金の納付が行われなかった場合は、契約保証金は横浜市に帰属することになります。また、2年間一般競争入札売払への入札等参加資格が停止されます。

9 所有権の移転等

(1) 売買代金の納付が行われたときに、所有権を移転し物件を引き渡します。

(2) 所有権の移転登記は、横浜市が行います（嘱託登記）。

(3) 売買契約書（横浜市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等および契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、買受人の負担となります。

10 担当窓口

【書類の提出先・お問い合わせ窓口】

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市財政局取得処分課（横浜市庁舎4階409号室）

電話 045-671-2264

【市有地公募売却事業 公式WEBサイト】

<http://www.city.yokohama.ig.jp/zaisei/toti/uriti/>

不落等物件の追加販売・中止・受付終了等に関する情報は、上記WEBサイト上にて告知いたします。

<参考>

契約に当たっての費用

1 印紙税額

売買代金（契約金額）	税額（収入印紙）
100万円を超え500万円以下	2千円
500万円を超え1千万円以下	1万円
1千万円を超え5千万円以下	1万5千円
5千万円を超え1億円以下	4万5千円
1億円を超え5億円以下	8万円

2 登録免許税

（入札物件の近傍類似地の固定資産税評価額（1㎡当たりの単価））×
（入札物件の地積）×税率＝税額（百円未満切捨）

委 任 状

受 任 者 住 所

氏 名

実印

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

次の横浜市有財産の売払における一般競争入札参加及び契約説明会に関する一切の権限

物 件 番 号 : _____

物件所在地 : _____

区 分 : 土 地

数 量 : _____ m²

平成 年 月 日

委 任 者

住 所

氏 名

実印

添付書類：個人の場合：印鑑証明書（発行後3箇月以内のもの）

法人の場合：資格証明書及び印鑑証明書（発行後3箇月以内のもの）

- 注) 1 委任者及び受任者双方の印鑑証明書等を添付してください。
2 法人がその社員に委任する場合は、委任状の提出は不要です。